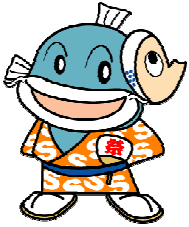


第36号の内容



- ▼平成 25 年度の消費生活相談の状況
高齢者の相談急増！ 全相談件数も 4 年ぶりに増加
- ▼9月 15 日（祝）消費生活フェスタを開催します！
- ▼消費生活センター講座（平成 26 年度下半期分）

平成 25 年度の消費生活相談の状況

高齢者の相談急増！ 全相談件数も4年ぶりに増加



平成 25 年度中に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談は、13,841 件で、前年度（12,121 件）に比べ 1,720 件、14.2%増加し、4 年ぶりに増加に転じました。特徴は次のとおりです。＜詳細は当センターHP：<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/>＞

- 1 高齢者の相談件数が急増！ 全相談件数の 30%を超える
- 2 インターネット通販の相談 1.8 倍に増加
- 3 劇場型勧誘の相談 290 件 60 歳以上の割合約 90%

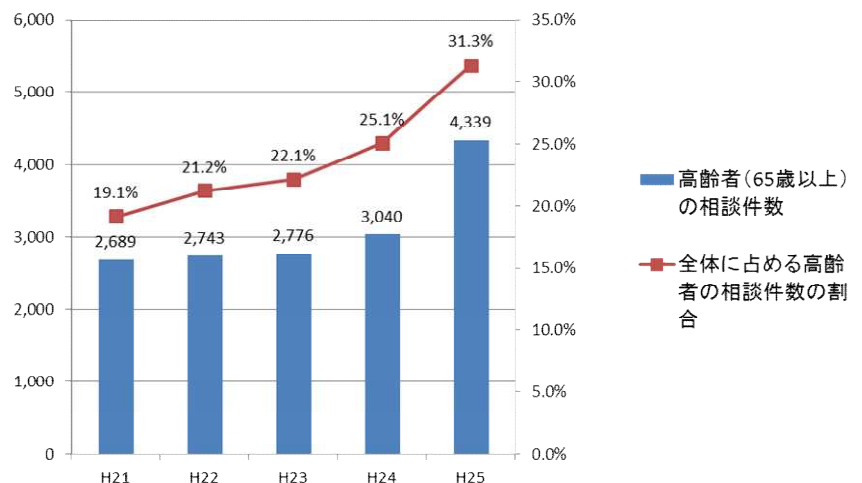
1 高齢者の相談件数が急増！ 全相談件数の30%を超える

高齢者(65歳以上)の相談件数が急増し、前年度から約 1,300 件も増加しました。全体に占める高齢者の相談件数の割合も大幅に増加し、30%を超えました。

高齢者の相談が多い主な商品・役務は、件数では「健康食品」「架空請求などの商品一般」「デジタルコンテンツ」の順となっています。

また、高齢者の占める割合が高いのは「健康食品」「ファンド型投資商品」「公社債」などで、いずれも 70%を超えています。訪問販売で勧誘されること

の多い、「新聞」「浄水器」「ふとん類」も高齢者の占める割合が高くなっています。



《事例①・・・高齢者を狙った点検商法》

ある日「建物の無料点検をさせていただきます」と業者が自宅を訪問した。屋根裏を点検し終わると、現場の写真を見せて屋根を補修するよう強く勧めた。費用35万円と言われ、一旦は断ったが強引に契約させられ代金も支払った。私は足が不自由で屋根裏に上がれず、どのように屋根が直ったか確認できない。今更返金してもらえるか。(80歳代女性からの相談)



- ・ **高齢者は、日中に在宅していることが多い**ため電話や訪問がしやすく、年金で定期的な収入が見込まれることなどから、**悪質業者から狙われやすくなっています。**
 - ・ **必要なければ「いいません」「お断りします」ときっぱり断りましょう。**
 - ・ **高齢者に対しては、家族、地域などの見守りが非常に重要です。**
- 高齢者の様子がおかしいと思ったら、家族や近所の方が声をかけてください。

2 インターネット通販の相談 1.8 倍に増加 商品未着や偽ブランドなど

インターネット通販の相談が613件と、**前年度の342件から1.8倍に増加**しています。相談内容は、「商品が届かない」という相談が157件、「偽ブランド品など商品の品質や性能に問題がある」という相談が91件となっています。

契約者の年齢構成は、20歳代、30歳代、40歳代の割合がいずれも約20%と高く、相談の多い商品は「洋服」61件、「靴」57件、「かばん」39件となっています。

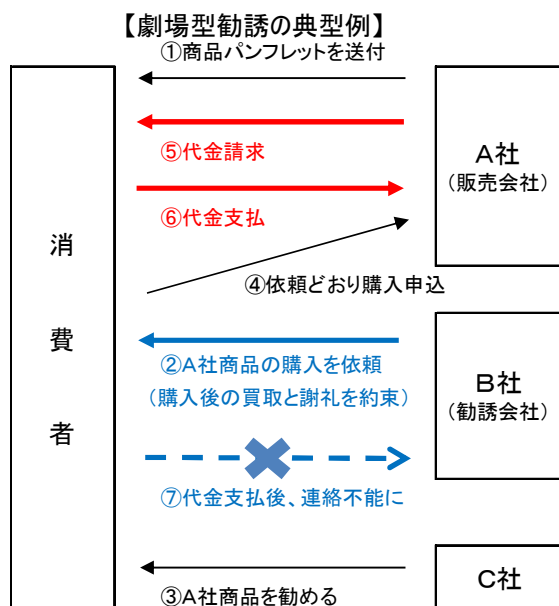
《事例②・・・インターネット通販の前払い》

インターネットのサイトでどうしても欲しかった財布を見つけたので、業者の信用性に少し疑問はあったが注文した。支払方法は前払いしか選択できなかった。銀行口座に代金を振り込んだが、振込先の名義人は外国人のようだった。振り込んでから業者と連絡がとれなくなり、商品も届かない。どうすればいいか。(30歳代女性からの相談)



- ・ **インターネット通販では、クーリング・オフは適用できません。**
- ・ **事前に商品や業者の情報、連絡先(メールアドレスだけでなく住所、電話番号等)、契約条件(特に返品特約)などをしっかり確認しましょう。**
- ・ 銀行の口座振込での**代金前払いは大変危険**です。カード払いや代金引き換えなど、複数の支払い方法を選択できる業者に注文するようにしましょう。

3 劇場型勧誘の相談 290 件 60 歳以上の割合約 90%



劇場型勧誘とは、**パンフレットを送る販売役**(A社)と、A社の商品を自社の代わりに買ってくれたら**後で高値で買い取るなど**と持ちかける**勧誘役**(B社)、これにA社の商品を勧め「**おいしい話**」だと信用させる役(C社)などが加わり、まるで**演劇のように商品を購入させる手口**です。

さらにD社、E社というように、**多数の業者**が入替わり登場し、**公的機関、報道機関、弁護士を名乗る人物**が登場する場合もあります。

登場する業者や人物は裏でつながっており、言葉巧みに消費者から高額なお金を巻き上げます。



劇場型勧誘に該当する相談は 290 件に上り、このうち実際に被害にあったという相談は 19 件で、被害金額の最高額は 1,800 万円、平均額は 577 万円余りと高額です。

相談の多い主な商品は、事業への出資金などの「ファンド型投資商品」が 97 件と最も多く、これに「公社債」、「未公開株」、「原石・貴金属」が続きます。

契約者の年齢を見ると、60 歳代が 67 件、70 歳代が 192 件と、60 歳以上が全体の約 90%を占めています。

《事例③・・・プラチナの劇場型勧誘》

高齢の母あてに A 社から「黄色い封筒が届いていないか」と電話があり、「封筒が届いた人にしか購入する権利がないので、B 社のプラチナを代わりに購入してほしい」と言われた。

A 社から「自宅まで必ず代金を届けに行く」と言われ、信用して B 社に購入を申し込んだが、A 社は約束の日に代金を届けに来なかった。B 社に支払いを待ってほしいと伝えると「金を払わないと犯罪だ」と言われ、仕方なく自分で 300 万円を用意して B 社に送った。その後、A 社とは電話が繋がらない。支払ったお金を取り戻したい。（40 歳代男性からの相談）

うまい話にご用心

夢みる前に
まず相談！

高齢者の消費者被害をなくそう

近年、高齢者を狙ったお金をだまし取る悪質な業者が増えてきました。
例えば、知らない業者が突然電話をかけてきて「プレゼントが届いていないので早く届く買い取りますよ」などとちかけ、購買巧みに高額の商品を勧めます。
契約する前に家族や周囲の人、消費生活センターに相談してください。

相談窓口

滋賀県消費生活センター
0749-23-0999 0749-23-9030
※平日・土曜・日曜・祝日
彦根市元町4-1

- ・業者の話や送付されるパンフレットは巧妙にできていますが、絶対にお金を払ってはいけません。お金を払う前に消費生活相談窓口や最寄りの警察署に相談しましょう。
- ・パンフレットが届いていないか「代わりに申し込んで」などと電話がかかってくる相手にも、相手にせず、すぐに電話を切りましょう。

4 その他の特徴等

●健康食品

平成 25 年 2 月以降、注文していない健康食品を送り付けられたという高齢者からの相談が急増しましたが、5 月をピークに急速に減少しました。

●インターネット通信関連

インターネット通信と関連の深い、「インターネット接続回線」（光ファイバー回線サービスやプロバイダサービスなど）、「移動通信サービス」（携帯電話やタブレット端末などの通信サービス）、「IP 電話」（インターネットを利用した固定電話サービス）に関する相談が増加し、平成 21 年度と比べ「インターネット接続回線」と「IP 電話」が約 2 倍、「移動電話サービス」も約 1.2 倍となっています。

●アダルト情報サイトのワンクリック請求、商品一般の架空請求

「アダルト情報サイト」のワンクリック請求の相談が依然として多くなっています。

また、一旦大幅に減少した、商品が特定できない「商品一般」の架空請求の相談が、平成 24 年度から再び増加し、160 件以上になっています。

●食料品の表示・広告、化粧品と冷凍食品の危害

平成 25 年度は食品の偽装表示、化粧品の白斑被害、冷凍食品の農薬混入事件が全国的に問題になり、「食品表示」に関する相談は 104 件ありました。「化粧品」の相談は 125 件で、このうち実際に身体に危害を受けたという相談は 27 件ありました。その 27 件のうち、白斑の症状が出たという相談は 16 件でした。「調理食品」の相談は前年度から大幅に増加して 146 件となり、このうち「冷凍食品」の相談が 106 件に上りました。



◆◆トラブルにあったら・・・◆◆

まずは消費生活相談窓口へご相談ください。



滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

消費生活フェスタ!



■「滋賀レイクスターズチアスクール」や「草津市消費生活相談員」によるダンスで悪質商法お断り!



見 て 学 んで 楽 しんで

「かしこい消費者」になろう!

■「滋賀県警察音楽隊」の演奏で特殊詐欺を撃退!
♪振り込め詐欺 防止啓発ソング「だまされたらあかん!」ほか



■ゆるキャラ大集合!



■ご当地ユニット「Can'ce♡浜姫」による消費生活啓発ミニライブ!



9. 15 (祝)

13:15~15:30 参加無料

**会場：ピバシティ彦根
センタープラザ**

※消費啓発パネル展示は10日(水)~19日(金)に開催

主催：滋賀県 参加団体：滋賀県警察本部、彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、米原市、豊郷町、甲良町、多賀町、特定非営利活動法人消費者ネット・しが、公益社団法人消費者関連専門家会議 (ACAP) 問合せ先：滋賀県消費生活センター 滋賀県彦根市元町4-1 Tel: 0749-27-2234

主催、問い合わせ：滋賀県消費生活センター ☎0749-27-2234

※内容は一部変更する可能性がありますのでご承知ください。

☆☆消費生活センター講座(平成26年度下半期分)☆☆

月	日	テーマおよび会場	講師
消費者講座 「地域の見守り」～地域の悪質商法被害防止をめざして～ 講師：椋山女学園大学教授 東 珠実 氏、高島警察署(10/24)・米原警察署(11/21)			
●10月24日 高島市観光物産プラザ(高島市) 同内容の講座を2会場で開催します			
●11月21日 米原市米原公民館 (米原市)			
12月	25日	暮らしの情報セミナー スマホ・ネットに潜むワナ コラボしが3階大会議室 (大津市)	NIT 情報技術推進ネットワーク 篠原 嘉一氏
1月~3月		暮らしの情報セミナー (食に関するテーマ)	決まり次第お知らせします。

「暮らしのかわら版」第36号 (平成26年7月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成26年11月上旬に発行予定です。